

子ども・子育て支援標準準拠システム 構築業務仕様書

令和8年4月

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課

1. 業務目的

本業務は、令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が定める子ども・子育て支援システム標準仕様書に準拠したシステム（デジタル庁の実施する適合確認試験に合格したもの）を構築し、安定したシステム運用を実現することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称
子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日まで（本稼働予定日：令和9年9月1日）
- (3) 履行場所
川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（川西市中央町12番1号）

3. 業務内容

本業務は、国が定める子ども・子育て支援システム標準仕様書に基づき、本市の業務に対応したシステムの構築及び運用に必要な関連業務を行うものである。

- (1) 受託者は契約締結後、以下に掲げるものを速やかに提出すること。
 - ア 実施計画書
 - イ 業務スケジュール
 - ウ テスト計画書
- (2) 受託者は本業務について、以下に掲げる事項を実施すること。
 - ア 標準仕様書に準拠したシステム（適合確認試験に合格したもの）の設計及び構築
 - イ 既存システムからのデータ移行
 - ウ システム環境の構築及び設定
 - エ 職員向け研修（操作方法の説明）

4. システム連携要件

本システムは、標準仕様書に定めるデータ連携機能を有すること。また、本市で運用している関連システム（住民基本台帳システム、税システム等）との連携を考慮し、データ連携を実施できること。連携方法及び連携内容については、本市と協議のうえ決定すること。

また、本市の既設のガバメントクラウド接続回線及びネットワークアカウントを使用するため、構築環境はAmazon Web Services (AWS) の東京リージョンであること。

5. 機能要件

- (1) 本システムは、国の定める「子ども・子育て支援システム標準仕様書」に準拠すること。
- (2) 標準仕様書に定める「実装必須機能」については、原則としてすべて対応すること。
- (3) 標準仕様書に定める「標準オプション機能」のうち、本市が業務上必要とする機能については原則として対応すること。なお、対応できない機能がある場合は、その理由及び代替手段について、企画提案書において明示すること。

【本市が業務上必要とする機能（標準オプション機能）】

No.	機能 I D	機能要件
1	0280515	メモを登録できること。

2	0280247	自由項目として999個以内（任意）で自治体独自の選考基準（分類/内容/指数）を登録できること。 基準の組み込み方は、基準指数、調整指数、同点時優先指数等を選択し、登録できること。
3	0280258	独自ツール（API等）で自動計算した選考結果データを取込できること。
4	0280306(※)	自治体独自の多子軽減に関しては、パラメータで対応できること。 多子軽減対象者一覧をEUC機能等を利用して出力できること。 ＜パラメータの内容例＞ ・多子にカウントするきょうだいの年齢上限等 ・軽減の条件と内容（例：第○子の場合、保育料が半額）
5	0280318(※)	自治体独自の副食費減免についても登録・修正・削除・照会できること。
6	0280320(※)	自治体独自の副食費減免について、要件をパラメータで任意に設定でき、当該要件の該当者を自動で判定できること。
7	0280580(※)	自治体独自の副食費減免について、設定した要件にて該当者を自動で判定できること。
8	0280337	施設・事業所ごとに「地方単独事業」に基づく加算情報（適用される独自加算項目、独自加算額、積算根拠（独自加算の認定及び独自加算額の算定に必要な情報）等）を自動計算できること。 また、独自加算額の計算を外部で行う場合に、その計算結果の金額を取込できること。
9	0280526	施設等利用給付の「自治体独自の補助」については、以下のような独自基準の組合せにより、独自補助額を自動計算・登録・管理できること。 また、独自加算額の計算を外部で行う場合に、その計算結果の金額を取込できること。 ＜独自加算額の算定に必要な情報の例＞ ・独自補助（上限）金額（年齢・世帯所得・多子状況の区分別に設定） ・認可保育所に通った場合の保育料（世帯所得別） ・施設等利用費との合算での上限額管理（≦保育料実額） ＜独自加算額の計算事例＞ ・区分判定された独自補助金額（子が0歳で世帯所得の階層区分Aの場合）＝B万円（≦保育料実額-施設等利用費の額） ・○～○歳の独自補助上限金額（一律A万円≦保育料実額）-（認可保育所に通った場合の保育料（階層区分BでC万円））-（施設等利用費の額（3.7万円以下））＝D万円
10	0280587	自治体独自の補足給付費交付について、要件をパラメータで任意に設定できること。

※No. 4～7について、保育料算定及び副食費免除判定において、市独自施策にも対応可能となる機能が必要となります。

6. スケジュール

本業務の実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期日（予定）
契約締結	令和8年6月2日（火）頃
システム構築作業 データ移行 稼働テスト	契約締結日以降 令和9年8月31日（火）まで
本稼働	令和9年9月1日（水）
システム運用・保守	令和9年9月1日（水）以降 令和14年8月31日（火）まで

7. 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。なお、本業務で調達する端末機器一式及びプリンタについては、各システムごとに個別に調達・設置するものではなく、子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システム間において共用することを前提とする。

- (1) 子ども・子育て支援システム一式
- (2) 本システムを利用するための端末機器一式（6台）
- (3) 本システムと連携したプリンタ（2台）
- (4) システム設計書
- (5) 操作マニュアル（システム操作方法及び運用手順を含む）
- (6) 作業報告書（議事録、課題管理表等を含む）
- (7) テスト結果報告書

8. システム運用・保守

別紙「子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システムに係る運用・保守業務要求水準書」で定めるとおりとする。

9. 機密保持

- (1) 本業務の履行にあたり知り得た本市の業務上の情報及び個人情報（以下「機密情報」という。）について、第三者に漏えいしてはならない。これは契約期間中のみならず、契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたり取り扱う機密情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、適正に管理するものとする。
- (3) 本業務に関連して取得したデータ及び資料等を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本業務の終了後は、本市の指示に従い、本業務により取得又は作成したデータ及び資料等を速やかに返却又は消去するものとする。

10. 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。また、再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容等を事前に書面で本市へ届け出るものとする。

(2) 議事録の作成

本業務に関する打合せを実施した場合は必ず議事録を作成し、本市の確認を受けるものとする。

(3) 法令遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び本市の関係規定等を遵守するものとする。

(4) 協議事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(5) 作業の報告

受託者は、本業務に関して作業を実施する場合、本市への連絡を密に行い、作業の進捗状況等を報告すること。

(6) セキュリティ

本システムは個人情報を取り扱うことから、適切なセキュリティ対策を講じること。

(7) バックアップ

本システムで取り扱うデータについては、システム障害等に備え、適切なバックアップを実施すること。

11. 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課 山平、宮内

住所：〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

電話：072-740-1175

e-mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp